

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行業務要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 このこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務要綱(以下「要綱」という。)は、公益財団法人佐賀県建設技術支援機構(以下「機構」という。)が、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が定めたこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行業務要領(以下「要領」という。)に従って実施する適合審査(以下「適合審査」という。)業務について、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 適合審査業務は、要領及びこどもみらい住宅支援事業住宅判定基準によるほか、この要綱に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(適合審査の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域)

第3条 業務を行う時間は、次に定める休日を除き午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 業務の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 8月13日から8月15日までの日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日

3 業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に依頼者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

4 業務を行う主たる事務所は、次の表に定めるとおりとする。

名 称	所在地
公益財団法人佐賀県建設技術支援機構 建築確認事務所	佐賀県佐賀市鍋島町大字森田912番地

5 業務を行う区域は、佐賀県内の全域とする。

(適合審査の業務を行う範囲)

第4条 機構が適合審査業務を行う建築物は、一戸建ての新築住宅(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第2項に規定する新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの(建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。))とする。

第2章 適合審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

(適合審査の依頼)

第5条 適合審査の依頼者又は適合審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者(以下「依頼者等」という。)は、機構に対し、次の各号に掲げる図書(以下「適合審査用提出図書」という。)を、正副2部提出しなければならない。

(1) 要領に定めた別記様式1号のこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明依頼書(以下「依頼書」という。)

(2) 適合審査の対象となる住宅の設計図書等(仕様書、各階平面図、立面図、断面図、矩計図、外皮等計算書等、その他機構が適合審査のために必要と認める図書(以下「適合審査添付図書等」という。))のうち、適合審査の依頼がされた基準の区分に応じ必要となる設計図書等。

(こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書が発行された後に行う計画の変更に係る適合審査の依頼)

第6条 依頼者等は、第10条第1項の証明書の発行を受けた判定基準への適合内容を変更する場合は、機構に変更に係る適合審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者等は機構に対し、次の各号に掲げる図書を、正副2部提出しなければならない。

(1) 要領に定めた別記様式3号の変更こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明依頼書

(2) 適合審査添付図書等のうち変更に係るもの

(3) 変更前の証明書(写し)

(適合審査の依頼の受理及び契約)

第7条 機構は、第5条又は第6条の適合審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該適合審査用提出図書を受理する。

- (1) 適合審査を依頼された住宅の所在地が、第3条の業務を行う区域内であること。
- (2) 適合審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 適合審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 適合審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

- 2 機構は、前項の確認により、適合審査用提出図書が同項各号のいずれかに該当すると認める場合においては、その補正を求めなければならない。
- 3 依頼者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、機構は、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者等に適合審査用提出図書を返却する。
- 4 機構は、第1項により適合審査の依頼を受理した場合においては、依頼者等に要領に定めた参考様式の引受承諾書を交付する。この場合、依頼者等と機構は別紙こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行業務約款（以下「業務約款」という。）に同意したものとする。

(適合審査の依頼の取下げ)

第8条 依頼者等は、第10条に定める証明書の発行前に適合審査の依頼を取り下げる場合においては、要領に定めた別記様式6号の取り下げ届を機構に提出しなければならない。

- 2 前項の場合においては、機構は、適合審査の業務を中止し、適合審査用提出図書を依頼者等に返却しなければならない。

第2節 適合審査の実施方法

(適合審査の実施方法)

第9条 機構は、適合審査の依頼を受理したときは、速やかに、第12条に定める審査員に適合審査を実施させるものとする。

- 2 審査員は次に定める方法により適合審査を行う。
 - (1) 適合審査用提出図書をもって適合審査を行う。
 - (2) 適合審査を依頼された住宅が判定基準に適合しているかどうかを確認する。
 - (3) 適合審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該住宅が判定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて審査を行う。
- 3 審査員は、適合審査上必要があるときは、適合審査用提出図書に関し依頼者等に説明を求めなければならない。

(証明書の発行等)

第10条 機構は、審査員の適合審査の結果、依頼に係る住宅が判定基準に適合すると認めたときは、要領に定めた別記様式2号の証明書（第6条による依頼の場合は、要領に定めた別記様式4号の証明書（変更））を依頼者等に発行しなければならない。

- 2 前項の証明書の次の各号に掲げる記の部分には、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。
 - (1) 証明書発行番号 別表「証明書発行番号の付番方法」に基づき付番された証明書発行番号
 - (2) 適合の範囲 適合審査を行った判定基準の区分
- 3 機構は審査員の適合審査の結果、依頼に係る住宅が判定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて適合審査をしないときは、要領に定めた別記様式5号の不適合通知書を依頼者等に発行しなければならない。

第3章 適合審査料金

(適合審査料金)

第11条 機構は、適合審査の実施に関し、適合審査料金表に定める適合審査料金を徴収する。

- 2 機構は、前項の適合審査料金についての請求、収納等の方法を別に定める。

第4章 審査員

(審査員)

第12条 機構は、住宅の品質確保の促進に関する法律（以下、「品確法」という。）第13条に定める評価員（共同住宅共用部分の審査を含む場合は、共同住宅共用部分における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有する者に限る。）又は建築物省エネ法第50条に定める適合性判定員の中から評価員を選任し、業務の公正

な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして平成 18 年国土交通省告示第 304 号を審査員について準用し、当該評価員にこどもみらい住宅支援事業住宅判定基準への適合審査（以下「適合審査」という。）を実施させる。

2 審査員が、適合審査を行う住宅の範囲は、品確法別表中欄に掲げる要件に応じ、同表上欄に掲げる住宅の区分とする。

（秘密保持義務）

第 13 条 機関の役員及びその職員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、適合審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第 5 章 適合審査の業務に関する公正の確保

（適合審査の業務に関する公正の確保）

第 14 条 機構は、機構の役員又はその職員（審査員を含む。以下本条において同じ。）が、適合審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として適合審査の依頼を行った場合は、当該住宅に係る適合審査を行ってはならない。

2 機構は、機構の役員又はその職員が、適合審査の依頼に係る住宅について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該住宅に係る適合審査を行ってはならない。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 機構は、その役員又は職員（過去 2 年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが当該機構の役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員が当該依頼に係る適合審査の業務を行う場合に限る。）は、当該依頼に係る適合審査を行ってはならない。

- (1) 適合審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として適合審査の依頼を行った場合
- (2) 適合審査の依頼に係る住宅について、前項の(1)から(4)までのいずれかに掲げる業務を行った場合

第 6 章 雑 則

（帳簿の作成及び保存方法）

第 15 条 機構は、次の第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を記載したこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、適合審査業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存しなければならない。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 適合審査業務の対象となる住宅の名称
- (3) 適合審査業務の対象となる住宅の所在地
- (4) 適合審査業務の対象となる住宅の建て方
- (5) 適合審査業務の対象となる住宅の構造
- (6) 適合審査の依頼を受けた年月日
- (7) 適合審査を行った審査員の氏名
- (8) 適合審査料金の金額
- (9) 第 10 条第 1 項の証明書の発行番号
- (10) 第 10 条第 1 項の証明書の発行を行った年月日又は第 10 条第 3 項の通知書の発行を行った年月日

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

3 適合審査の依頼を同一の機関にする場合は、第 1 項の記載事項で住宅性能評価の帳簿と重複した内容については、記載を省略することができる。

（帳簿及び書類の保存期間）

第 16 条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第 1 項の帳簿 適合審査の全部を終了した日の属する年度から 5 事業年度
- (2) 適合審査用提出図書及び証明書の写し 交付を行った日の属する年度から 5 事業年度

（帳簿及び書類の保存及び管理方法）

第 17 条 前条各号に掲げる文書の保存は、適合審査中であっては適合審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、適合審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で

行う。

2 前項の保存は、前条第 1 号に規定する帳簿への記載事項及び第 2 号に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(事前相談)

第 18 条 依頼者等は、適合審査の依頼に先立ち、機関に相談をすることができる。この場合において、機構は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(国土交通省等への報告等)

第 19 条 機構は、公正な業務を実施するために国土交通省やこどもみらい住宅支援事業事務局等から業務に関する報告等を求められた場合、適合審査の内容、判断根拠その他情報について報告等を行わなければならない。

(附則) この発行業務要綱は、2022 年 3 月 1 日より施行する。

別 表 「証明書発行番号の付番方法」

発行番号は、16桁の英数字を用い、次のとおり表す。

『○○○-○○-○○○○-K-○-○○○○○』

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 1～3桁目 | 登録住宅性能評価機関番号（国土交通省登録番号とは異なる） |
| 4～5桁目 | 登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号 |
| 6～9桁目 | 証明書発行日の西暦 |
| 11桁目 | 1：一戸建ての住宅
2：共同住宅等 |
| 12～16桁目 | 通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付する。） |